

公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第50号

公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則（2019年4月1日規程第44号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
第12条 略	<p>第4節 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢による降任等)</p> <p>第12条の2 理事長は、管理監督職(公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。))に規定する管理職手当を支給される職員の職。以下この節において同じ。)を占める事務職員で60歳に達している者について、異動期間(60歳に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この節において同じ。)(第12条の4第2項の規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。)に、管理監督職以外の職への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をするものとする。ただし、異動期間に、この規則の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第12条の4の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)</p> <p>第12条の3 理事長は、前条に規定する管理監督職以外の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る公立大学法人神戸市看護大学事務職員等の採用等に関する規程第4条第1項第4号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性</p>

(改正前)	(改正後)
	<p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずること</u></p> <p>2 <u>理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u></p> <p><u>第12条の5 理事長は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><u>第12条の6 理事長は、第12条の4の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p>
<p>(定年)</p> <p>第43条 教員の定年は、満65歳とする。</p> <p>2 <u>事務職員及び技術職員の定年は、満60歳とする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、特に必要と認められる職員の定年は、理事長が別に定めることができる。</u></p>	<p><u>職員</u></p> <p>2 <u>前項</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p><u>第46条の2 理事長は、年齢60年に達した日以後に退職をした事務職員又は技術職員(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績に基づき選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占</u></p>

(改正前)	(改正後)
	<u>める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 2023年4月1日から2031年3月31日までの間における事務職員及び技術職員の第43条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2023年4月1日から2025年3月31日まで	61年
2025年4月1日から2027年3月31日まで	62年
2027年4月1日から2029年3月31日まで	63年
2029年4月1日から2031年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 理事長は、当分の間、事務職員及び技術職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。